

第九管区海上保安本部 公示 第 15 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 2 年 2 月 10 日

第九管区海上保安本部長

廣川 隆



七尾南湾の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県七尾港湾事務所

住 所 石川県七尾市矢田新町二部 162-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 七尾南湾（付図に示すとおり）

期 間 令和 2 年 2 月 12 日から令和 2 年 3 月 25 日までのうち 5 日間

3 水路測量の実施方法

G N S S により測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



